

第1表 不当労働行為事件数

(件)

区分 年次	前 年 繰 越 件 数	新 規 件 数	取 扱 件 数	終 結 件 数	終 結 内 容				翌 年 繰 越 件 数	終 結 率 (%)
					命 令 決 定	関 与 和 解	無 関 与 和 解	取 下 げ		
S21～S24		(39)33	(39)33	(39)13	7	1	4	1	20	
S25～H29	20	1,981	2,001	1,984	338	939	471	236	17	
H30	17	22	39	23	3	14	2	4	16	59.0
H31・R元	16	14	30	17	1	10	3	3	13	56.7
R 2	13	13	26	15	3	10	1	1	11	57.7
R 3	11	8	19	8	1	4	1	2	11	42.1
R 4	11	11	22	11	3	6	2		11	50.0
<b>R 5</b>	<b>11</b>	<b>6</b>	<b>17</b>	<b>8</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>9</b>	<b>47.1</b>
計		(39) 2,088		(39) 2,079	358	988	485	248		

(注) 1 ( )は、旧法時代(昭和24年労働組合法改正前)の件数で、概数である。

2 終結率は、終結件数÷取扱件数×100で計算している。

令和5年における不当労働行為事件の取扱件数は、前年からの繰越しが11件、新規の申立てが6件、計17件であり、このうち8件が終結し、残る9件が翌年に繰り越された。

新規事件数は、昭和50年の58件から減少傾向で推移し、平成3年は13件となった。その後、増加傾向を示し、平成6年から17年までは20件台前半で推移してきたが、平成18年、19年は10件台へ減少した。平成20年以降は24年まで20件台後半から30件台と再び増加傾向で推移してきたが、25年以降は20件前後となり、令和からは毎年20件を切っている。本年は現行労働組合法下で最低の6件となっている。